

自動車損害賠償責任保険
後遺障害認定等級に対する異議申立書

令和6年 [REDACTED]

損害保険料率算出機構 御中

〒453-0015

名古屋市中村区椿町7-20 恒川ビル5階
にわ法律事務所

弁護士 丹 羽 洋 典

電話 052-459-5515 ファックス 052-459-5516

過日、貴機構より通知がなされた下記被害者の後遺障害の等級認定結果について次のとおり異議申立をいたします。

保 険 者 [REDACTED]

証明書番号 [REDACTED]

事故日時 令和4年 [REDACTED] [REDACTED]

発生場所 [REDACTED]

加 害 者 氏 名 [REDACTED] [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

[REDACTED]

被 害 者 氏 名 [REDACTED] [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

異議申立の趣旨

被害者の本件事故による後遺障害は、自賠法施行令別表第二第12級13号に該当する。

との判断を求める。

異議申立の理由

第1 等級認定結果について

株式会社作成令和6年付「後遺障害等級事前認定結果のご連絡」別紙によれば、被害者の左肘痛の症状につき、後遺障害には該当しないものと判断された。

しかし、以下に詳述するとおり、被害者の各症状は、受傷時の状態や治療経過等から一貫性・連続性が認められ、かつ、画像上症状の原因となりうる異常所見も得られており、医学的に証明可能なものであるといえることから、明らかに自動車損害賠償保障法上の後遺障害に該当する。

第2 事故態様及び受傷機転について

信号機により交通整理の行われている交差点において、被害者が自転車で道路左端を走行し、青信号に従い当該交差点を直進したところ、同一車線を走行する相手方運転自家用普通乗用自動車は突然左折してきたため、これを避けようとハンドルを切ったところバランスを崩して転倒し、アスファルトの路面に左肘を強く打ち付けた。

第3 被害者の自覚症状（以下「本件後遺障害」という。後遺障害診断書、報告書）

被害者は、下記に詳細に論じるとおり、本件事故により左橈骨近位端骨折と診断され、1年3か月を超える期間通院加療を続けたが、令和5年の症状固定後も以下の症状が残存した。

- 1 左肘の関節痛、伸展屈曲時の痛み、関節可動域制限

第4 症状の一貫性・連続性（診断書、診療報酬明細書）

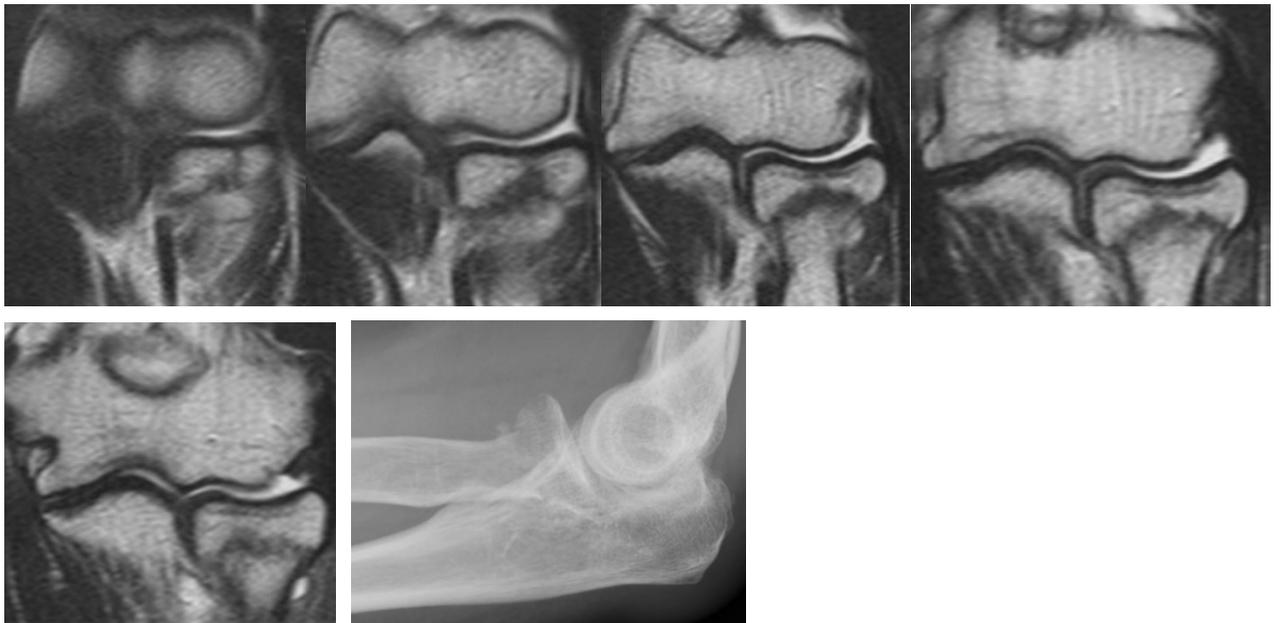
- 1 被害者は、本件事故当日、整形外科に通院し、同院にて左橈骨骨折と診断され、事故3日後の病院での左肘MRI撮影のための通院1日間を経て、症状固定日である令和5年12月28日までの約1年3か月間、整形外科に151日、一貫・連続してそれぞれ通院治療を行った（通院日数のべ15

2日)。

- 2 ■■■■■整形外科においては、令和5年■■■■■にかけて左上腕から左手にかけて添木によるギプス固定が実施された他、消炎鎮痛剤の処方、ギプス固定が解除されたのち、運動器によるリハビリテーションのほか貼付薬の処方による治療が継続されたが、左肘痛の症状は残存した。
- 3 被害者は症状固定後も症状の悪化を防ぐため、自費にて■■■■■整形外科への通院を継続している（領収証・医療費明細書）。

第5 医学的所見の存在

- 1 認定結果によれば、「骨折部の骨癒合は良好に得られており、明らかな変形癒合や関節面の不整等も認められない」として、後遺障害該当性を否定する。
しかし、以下のとおり、症状の原因となり得る画像症状の外傷所見は認められる。
- 2 下記画像は本件事故3日後の令和5■■■■■病院で撮影された被害者の左肘部MRI画像を抜粋したものである。

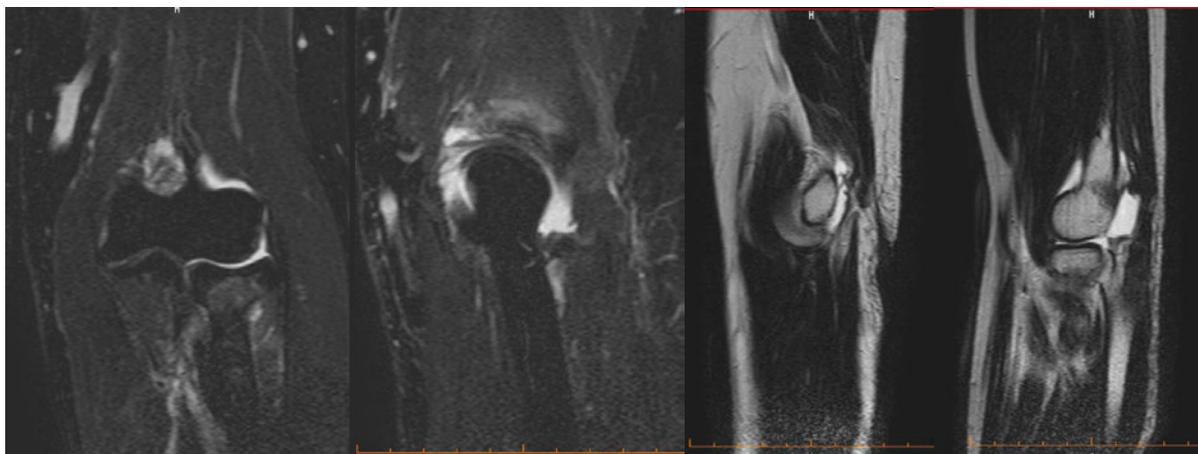


被害者の橈骨骨頭部の内部から関節窩にかけて関節軟骨を貫通する輝度変化、及び、橈骨頸部付近を横断し骨膜を貫く輝度変化が生じている。

また、上記Xp画像は本件事故5日後の令和5年■■■■■で撮影された被害者の左肘部画像であるが、上方橈骨頸部に骨皮質の連続性が絶たれ、骨折に伴い生じたと思われる遊離骨様の像も捉えられている。

以上の点から、被害者には橈骨骨頭部骨折が生じたことは明らかである。

また、下記画像は上記 MRI 画像を抜粋したものであるが、肘頭部周辺及び上腕骨滑車部外側及び後方に顕著な液体貯留を示す輝度変化が生じている。



- 3 以上の画像所見により、被害者は左肘部に骨折が生じ関節内に顕著な出血が生じる程度の強い衝撃を受けたことは明らかであり、本件事故により肘部周辺神経や軟部組織の損傷を伴い、被害者の左肘部にかかる症状を難治化させていると考えることは医学上も可能である。

また、[redacted] 医師は、後遺障害診断書において左橈骨頭に変形が生じたと診断しているとおおり、これらの関節内の骨変形により症状を呈しているとも考えることができる。

- 4 なお、被害者は令和6年 [redacted] 労災保険により本件後遺障害につき第14級9号の認定を受けた（一時金支給決定通知）。

第6 後遺障害による日常生活上の支障（後遺障害診断書、報告書）

1 労働に対する支障

(1) 本件事故当時 [redacted]

[redacted] 本件後遺障害により下記のとおり労働に対する支障が生じている。

- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]

(2) 被害者の上記労働に対する支障を割合で評価するならば、後遺障害等級1
2級に相当する14パーセントは下らない。

2 日常生活に対する支障

被害者においては、本件後遺障害により、上記労働に対する支障のほか、下
記のとおり日常生活に対する支障も生じている。

- ① 左腕・左手の脱力感により、両手を使った日曜大工が困難となった
- ② 高所にあるものをとる、洗濯物を干すなどの腕を上げ下げする作業が困
難となった
- ③ 洗濯物や買い物袋など重量物の運搬が困難となったため、小分けにして
運ばざるを得ず、作業効率が著しく低下した
- ④ 左肘の痛みや左手指のしびれ感により、文書作成や画像編集などのパソ
コン作業に時間がかかるようになった
- ⑤ 痛みやしびれ感が増強するため、カバンは右手で持たなければならなく
なった
- ⑥ 洗髪やドライヤーをかけるなど長時間肩や腕を挙げている動作が困難と
なった
- ⑦ 左肘の可動域制限及び痛みにより着替えが困難となった

第7 結論

以上のとおり本件後遺障害は、画像所見によりこれを裏付けることが可能で
あり、かつ、左肘をアスファルトの路面に強く打ち付けたという受傷態様、受

傷当初からの訴え及び通院加療経過の一貫性・連続性も認められるのであるから、本件後遺障害は、医学的に証明可能な症状である。

そして、本件事故後、XXXXXXXXXXを経過した現在においても症状が残存しており、かつ、主治医も「今後不変と思う」と認めていることから（後遺障害診断書）、本件後遺障害は、将来において回復は困難であり「局部にがん固な神経症状を残すもの」として、自賠法施行令別表第二第12級13号に該当する。

以上